

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美	2 三澤 実	3 羽田 雄一	
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	8 小崎 勝敏
9 藤井 和人	10 中原 修	11 渡辺 健一	12 島田 宗央
13 長屋 教幸		15 松下 眞二	
17 久保 拓也	18 栗田 淳		20 千葉 実
21 北谷 昭一	22 秋葉 宏之	23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
4 姉崎 淳一 14 関口 哲治 16 安藤 弘司			
19 松橋 聡			
6. 事務局			
事務局長 池田 孔紀 主 幹 宮本 則幸			
主 任 國分 昌宏			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和2年第11回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、21名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、11番 渡辺委員、12番 島田委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和2年10月28日に開催されました、令和2年第10回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>11月27日(金)、湧別町農協本所におきまして、農地あっせん会議が開催され、これに中原委員、松橋委員、松下委員、北谷委員、三澤委員が出席しております。</p> <p>本日令和2年第11回湧別町農業委員会総会を開催しております。</p> <p>以上活動状況の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について、別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので報告するものです。本総会において1件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明を致しますので、議案書3ページをご覧ください。利用権</p>

事務局	<p>の設定をした者、東京都、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は札富美●●番●の内外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は43,253㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年4月25日から令和8年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年11月5日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第4条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に農地法第4条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものです。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものです。本総会において3件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容を説明致しますので議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、申請者が計呂地、●●●●さん。申請地の所在ですが、</p>

<p>事務局</p>	<p>計呂地●●番●外計3筆で合計面積は15,437㎡です。転用目的は農業用施設建設のためであり、事業費は45,010千円で、転用理由は、牛舎、乾草庫、スラリーストア、バンカーサイロ建設を行い経営規模拡大を図るもので、別添審査表のとおりすべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>番号2番、申請者が西芭露、●●●●さん。申請地の所在ですが、西芭露●●番●の内外計2筆で合計面積は7,800㎡です。転用目的は植林のためであり、事業費は455千円で、転用理由は、当該地は傾斜が著しく売買や賃貸が見込めないため植林し、その後山林として利用するもので、別添審査表のとおりすべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>番号3番、申請者が芭露、●●●●さん。申請地の所在ですが、計呂地●●番●の内外計2筆で合計面積は12,000㎡です。転用目的は植林のためであり、事業費は680千円で、転用理由は、当該地は傾斜が著しく売買や賃貸が見込めないため植林し、その後山林として利用するもので、別添審査表のとおりすべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>

事務局

議案書9ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、賃借権が10件、使用貸借権が3件提出されております。

内容の説明を致しますので、議案書10ページをご覧ください。

まず、賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、東京都、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、札幌市●●●番●の内外計4筆で合計面積は43,253㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年11月30日から令和12年12月31日までの10年間となっております。賃貸価格は194,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、札幌市●●●番●で面積は46,386㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年11月30日から令和7年9月29日までの5年間となっております。賃貸価格は81,480円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、札幌市●●●番●で面積は15,605㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年11月30日から令和7年9月29日までの5年間となっております。賃貸価格は43,680円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は、北見市、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北見市、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北見市●●●番●外計3筆で合計面積は5,282㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権

事務局

の期限でございますが、本日、令和2年11月30日から令和12年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は31,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計2筆で合計面積は5,207㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年11月30日から令和4年12月31日までの2年間となっております、賃貸価格は39,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●の内で面積は5,181㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年11月30日から令和4年12月31日までの2年間となっております、賃貸価格は41,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計3筆で合計面積は33,875㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年11月30日から令和12年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は237,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号8番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計2筆で合計面積は7,494㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年11月30日から令和12年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は56,

事務局

000円でございます。
(別冊資料11ページにより位置説明)

番号9番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●で面積は7,682㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年11月30日から令和12年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は61,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

番号10番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●の内外計6筆で合計面積は38,065㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年11月30日から令和12年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は304,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして議案書の11ページをご覧ください。使用貸借権です。番号1番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内で面積は2,253㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年11月30日から令和22年11月29日までの20年間となっております。

(別冊資料14ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計18筆で合計面積は320,193.17㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年11月30日から令和22年11月29日までの20年間となっております。

(別冊資料14・15ページにより位置説明)

<p>事務局</p>	<p>続きまして議案書の12ページをご覧ください。番号3番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計20筆で合計面積は84,288㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年11月30日から令和12年12月31日までの10年間となっております。</p> <p>(別冊資料16・17ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号の議案について質疑を行います。先に10ページ8番・9番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を続けます。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから、10ページ8番・9番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を続けます。次に、議案第3号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されました。

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで、令和2年11回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉会 13時50分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議長

署名委員

署名委員